

国立大学法人東京農工大学における研究代表者等の人件費支出に係る実施規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「研究代表者等」とは、外部資金を獲得した研究代表者又は研究分担者をいう。</p> <p><u>2 この規程において「資金配分機関」とは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構をいう。</u></p> <p>3 この規程において「外部機関等」とは、地方公共団体、大学、企業、民間団体及びその他の外部機関をいう。</p> <p>4 この規程において「対象研究費」とは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 資金配分機関が、直接経費からPI人件費充当額の支出を認めた競争的研究費</p> <p>(2) 外部機関等が、直接経費からPI人件費充当額の支出を認めた共同研究費、受託研究費又は補助金</p> <p>5 この規程において「エフォート」とは、研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。</p> <p>6 この規程において「部局」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別記様式(第8条関係)</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「研究代表者等」とは、外部資金を獲得した研究代表者又は研究分担者をいう。</p> <p><u>2 この規程において「資金配分機関」とは、競争的研究費の配分を行う省庁及び独立行政法人をいう。</u></p> <p>3 この規程において「外部機関等」とは、地方公共団体、大学、企業、民間団体及びその他の外部機関をいう。</p> <p>4 この規程において「対象研究費」とは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 資金配分機関が、直接経費からPI人件費充当額の支出を認めた競争的研究費</p> <p>(2) 外部機関等が、直接経費からPI人件費充当額の支出を認めた共同研究費、受託研究費又は補助金</p> <p>5 この規程において「エフォート」とは、研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。</p> <p>6 この規程において「部局」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別記様式(第8条関係)</p>	<p>資金配分機関を幅広く定義するための改正</p>

様式1 [別紙参照]	様式1 [別紙参照]	
様式2 [別紙参照]	様式2 [別紙参照]	

附 則（令和4年4月20日教規程第34号）

この規程は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。